

# 福島市中小企業ゼロカーボン資金融資要綱

## (目 的)

第1条 この制度は、市内中小企業者のゼロカーボンに向けた取り組みに対する資金繰り支援を通じて、中小企業者の持続可能な経営及びゼロカーボン関連産業の振興を図ることを目的とする。

## (定 義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

## (預 託)

第3条 福島市（以下「市」という。）は、第1条の目的達成のため、財政資金を市の指定する金融機関（以下「取扱金融機関」という。別表1）に預託するものとする。

2 福島県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）は、取扱金融機関に対し、前項の預託額の3倍に相当する額を保証するものとする。

3 取扱金融機関は、第1項の預託金を原資として預託額の3倍に相当する額を市内中小企業者に対し融資するものとする。

## (融資対象)

第4条 融資の対象は次のとおりとし、かつ、原則として1年以上市内に住所を有し（1年以上市内に住所を有する個人事業主が市内において法人化した場合を含む。）、同一事業を引き続き1年以上営み、その経営が健全でかつ市税の未納がない中小企業者とする。

### (1) 開発資金枠（別表2）

- ① 再生可能エネルギー設備及び附随する製品
- ② 省エネルギー設備及び附随する製品
- ③ 蓄エネルギー設備及び附随する製品
- ④ 省エネルギー又は省資源化に資する製品
- ⑤ その他

### (2) 導入資金枠（別表3）

- ① 再生可能エネルギー設備
- ② 省エネルギー設備
- ③ 蓄エネルギー設備
- ④ 省エネルギー又は省資源化に資する製品
- ⑤ 次世代自動車又は充電設備等
- ⑥ その他

## (貸付条件)

第5条 取扱金融機関が第3条第3項の融資を行う場合の条件は、次のとおりとする。

### (1) 開発資金枠

- ① 資金の用途 前条第1号に定める設備等の開発又は開発済製品の販売促進に必要な運転資金、及び、附帯する設備資金
- ② 貸付金額 1企業5,000万円以内

- ③ 融 資 期 間 10年以内
- ④ 返 済 方 法 分割返済とする(1年以内の据置を認める。)。ただし、短期資金(1年以内)は、一括返済を認める。
- ⑤ 保証人及び担保 法人等の場合 必要に応じて徴求する。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。  
個人の場合 必要に応じて徴求する。
- ⑥ 貸 付 利 率 固定 年利1.5%以内
- ⑦ 信 用 保 証 料 貸付金額に対する年間の責任共有保証料率は、次のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

ただし、信用保証協会の定めにより、割引料率が適用される場合がある。

(2) 導入資金枠

- ① 資 金 の 使 途 前条第2号に定める設備等の導入に必要な設備資金、及び、附帯する運転資金
- ② 貸 付 金 額 1企業5,000万円以内
- ③ 融 資 期 間 15年以内
- ④ 返 済 方 法 分割返済とする(1年以内の据置を認める。)。ただし、短期資金(1年以内)は、一括返済を認める。
- ⑤ 保証人及び担保 法人等の場合 必要に応じて徴求する。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。  
個人の場合 必要に応じて徴求する。
- ⑥ 貸 付 利 率 貸付期間5年以内 固定 年利1.6%以内  
貸付期間5年超10年以内 固定 年利1.7%以内  
貸付期間10年超15年以内 固定 年利2.0%以内
- ⑦ 信 用 保 証 料 貸付金額に対する年間の責任共有保証料率は、次のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

ただし、信用保証協会の定めにより、割引料率が適用される場合がある。

2 1企業の利用限度額(本資金の貸付残高を含む。)は、開発資金枠及び導入資金枠を合わせて5,000万円とする。

(融資申込み)

第6条 本資金の融資を受けようとする者は、福島市中小企業ゼロカーボン資金融資申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、取扱金融機関に提出しなければならない。

- (1) 市税の直近の納税証明書又は完納証明書の写し
- (2) 取扱金融機関及び信用保証協会並びに市長が必要と認める書類

(取扱金融機関の審査)

第7条 前条の申込書等を受理した取扱金融機関は、速やかに内容の審査を行い、申込書等に信用保証協会の求める書類を添えて信用保証協会に送付するものとする。

(信用保証協会の審査)

第8条 前条の書類等を受理した信用保証協会は、速やかに内容の審査を行い、保証することが適当と認めるときは、信用保証書を当該取扱金融機関に送付するものとする。

2 信用保証協会は、市長と協議の上、保証承諾の判断を行うものとする。

(融資実行)

第9条 前条の信用保証書を受理した取扱金融機関は、融資が適当と認めるときは融資を実行するものとする。

(保証融資状況の報告)

第10条 信用保証協会は、その月分の保証融資状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

## 【取扱金融機関】

東邦銀行、福島銀行、福島信用金庫、大東銀行、常陽銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、荘内銀行、きらやか銀行、福島県商工信用組合、商工組合中央金庫
--

別表 2 (第 4 条第 1 号関係)

## 【開発資金枠】

区 分	融資対象製品の例
①再生可能エネルギー設備及び附随する製品	太陽光発電システム、風力発電システム、水力発電システム、バイオマス発電システム、太陽熱給湯設備、地熱利用空調システムなど、又は、これらに附随する製品、メンテナンス機器など
②省エネルギー設備及び附随する製品	生産設備、ヒートポンプシステム、廃熱利用設備、高効率給湯器（家庭用燃料電池、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器、ヒートポンプ給湯器）、高効率空調システム、コジェネレーションシステム（燃料電池など）、エネルギーマネジメントシステム、高効率照明（LED照明等）など、又は、これらに附随する製品、メンテナンス機器など
③蓄エネルギー設備及び附随する製品	蓄電池など、又は、これらに附随する製品、メンテナンス機器など
④省エネルギー又は省資源化に資する製品	高断熱ガラス、断熱材、自然採光を活用した設備、屋上緑化、プラスチック代替製品（石油由来のプラスチック製品の素材を、紙製、木製、生分解性プラスチック製、バイオマスプラスチック製などに置きかえた製品）など、又は、これらに附随する製品、メンテナンス機器など
⑤その他	市長が認めるもの

別表 3 (第 4 条第 2 号関係)

## 【導入資金枠】

区 分	融資対象製品の例
①再生可能エネルギー設備	太陽光発電システム、風力発電システム、水力発電システム、バイオマス発電システム、太陽熱給湯設備、地熱利用空調システムなど
②省エネルギー設備	生産設備、ヒートポンプシステム、廃熱利用設備、高効率給湯器（家庭用燃料電池、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器、ヒートポンプ給湯器）、高効率空調システム、コジェネレーションシステム（燃料電池など）、エネルギーマネジメントシステム、高効率照明（LED照明等）など
③蓄エネルギー設備	蓄電池など
④省エネルギー又は省資源化に資する製品	高断熱ガラス、断熱材、自然採光を活用した設備、屋上緑化など
⑤次世代自動車又は充電設備等	電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）、電気自動車充電設備、電気自動車充給電設備、燃料電池自動車充填設備、外部給電機など
⑥その他	市長が認めるもの

様式第1号（第6条関係）

## 福島市中小企業ゼロカーボン資金融資申込書

年 月 日

（取扱金融機関）

様

（申込者）住所

氏名

※法人は、代表者役職・代表者名を併記

融資枠： 1 開発資金枠（  開発済製品の販売促進 ） 2 導入資金枠

区分： \_\_\_\_\_

No	製品名称	概要
1		
2		
3		

- ・「融資枠」は、該当番号に○を付ける。開発済製品の販売促進の場合はチェックする。
  - ・「区分」は、第4条の融資対象名を記載する。
  - ・「製品名称」欄は、開発予定（開発済）の製品名、又は、導入予定の製品名を記載する。
  - ・「概要」欄は、開発資金枠は、開発製品の詳細又は開発済製品の販売促進内容、費用内訳及び開発した時期を記載する。導入資金枠は、導入製品の詳細、数量などを記載する。
  - ・「開発資金枠」は、開発製品又は開発済製品の概要が分かる資料を添付する。
  - ・「導入資金枠」は、導入製品の概要（仕様書、カタログ等の写し）が分かる資料を添付する。
- なお、省エネルギー設備を設備更新する場合は、更新前よりCO2排出量が減少することが確認できる資料を添付する。